

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月29日

広島市長

提出者

住所 広島市安芸区船越南四丁目3番23号

氏名 有限会社マルイワ

代表取締役 岩本栄石

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 082-822-4184

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	有限会社マルイワ
事業場の所在地	広島市安芸区船越南四丁目3番23号
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	(D07)職別工事業(設備工事業を除く)
②事業の規模	1,370,000,000
③従業員数	12
④産業廃棄物の一連の処理の工程	産業廃棄物発生(工事現場) → 収集運搬(収集・運搬業者) → 処分(処分業者)

別紙1

(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(4 年度)実績量
計画:今年度(5 年度)計画量

単位:トン/年

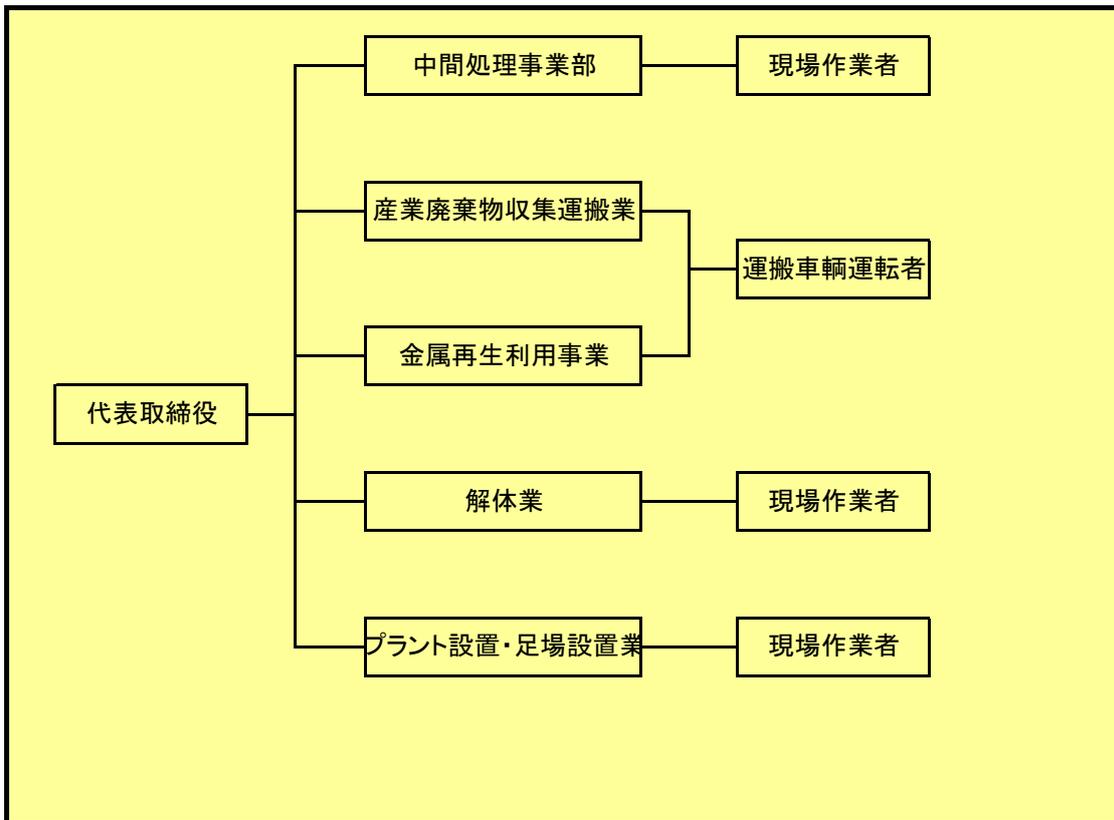
単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥																				
廃油	2	2										2	2	2	2					
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	62	55										62	55	23	25	27	30			
紙くず																				
木くず	68	50										68	50	1		48	30			
繊維くず	2	2										2	2	2	2					
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず																				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	36	30										36	30	18	30					
鉱さい																				
がれき類	935	350										935	350	198		676	350			
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
建設系混合	4	4										4	4							
合計	1109	493	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1109	493	244	59	751	410	0	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>工事現場において、分別解体を実施し、産業廃棄物の分別を徹底し、発生量を抑える。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>今後も現状を継続して取組みを行う。</p>

3 産業廃棄物の分別に関する事項

<p>①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>コンクリートがら、アスファルトコンクリートがら、ガラス・陶磁器くず、廃プラスチック類、金属くず、紙くず、木くず、繊維くず、がれき類等を各現場にて種類ごとに分別する。</p>
<p>②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>今後も現状を継続して取組みを行う。</p>

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>金属くずが発生する場合には、中間処理をして再生利用に勤め減量する。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>同上</p>

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>金属くずが発生する場合には、中間処理をして再生利用に勤め減量する。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>同上</p>

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	実施していない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も実施する予定はない。

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	可能な限り、優良認定業者、ISO14001認定業者、再生利用業者への処理委託を行う。
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も、再生処理業者と適切な委託契約を締結する。また優良認定処理業者への委託も検討する。